

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関において新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

そうした中、令和2年2月10日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の確保策について（協力要請）」にて、都道府県備蓄の医療機関への放出及び備蓄の確保のご検討をお願いしたところです。

また、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種衛生用品についても、国内需給が逼迫している状況を踏まえ、令和2年2月21日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について」等にて、都道府県や市町村の衛生部局と介護保険部局等が連携して、自治体内で保有している衛生用品を不足している施設や介護事業所等に放出するようご検討をお願いしたところです。

このような中、手指消毒用エタノールについては、令和2年2月は前年月平均比1.8倍、3月は前年月平均比2.3倍の増産となるなど、国内主要メーカー各社それぞれができる限りの増産に取り組んでおり、医療機関、高齢者施設等、必要な所に物品が届くよう、供給の強化が進められているところです。

一方、新型コロナウイルス感染症対策を進める中で、医療機関、高齢者施設等における購入や都道府県の備蓄による対応では、需要を賄うことが困難な地域もあることが想定されます。

今般、医療機関、高齢者施設等（薬局、障害者支援施設等（医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等を含む。）、児童福祉施設等、幼稚園を含む。以下同じ。）で不足が生じ、都道府県の備蓄を放出しても需要を賄うことができない、医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノール（医薬品及び医薬部外品。以下同じ。）の需要に対応するため、厚生労働省では、別添のとおり製造販売業者等の協力の下、医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノールの優先供給のスキームを構築し、同スキームに基づき優先供給の要請を受け付けることとしました。

については、別添1に示す優先供給の対象の考え方に該当し、優先供給を希望する都道府県におかれましては、5月分の要請について、4月23日（木）12時までに、様式に必要事項を記載の上、5月分の需要量を記載の上、ご提出願いま

す。詳細は別紙様式をご覧ください（6月分以降の要請については、再度御連絡いたします。）。

なお、医療機関、高齢者施設等で必要とされる量を、各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載しているメールアドレス宛てにご提出ください。ただし、供給可能量には限りがあるため、要請数量の全ての量の確保を保証するものではありません。

注1）都道府県が、同都道府県内にある医療機関、高齢者施設等の分もまとめて要請してください。

注2）必要に応じて、都道府県医師会、地域医師会等と連携、協議し、状況の把握や供給を行ってください。

注3）厚生労働省から各都道府県に対し、供給可能量（現時点では、主に、医薬部外品の手指消毒用エタノールとなる予定）を伝達いたします。具体的な購入の手続、納品方法については、製造販売業者、卸売販売業者等と直接ご調整いただくこととなります。

注4）高齢者施設等に対する供給については、医療介護総合確保基金の活用等が可能です（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部）2（1）参照）。

注5）具体的な供給先については、別添の例をご参照いただき、在庫の逼迫度等の各都道府県等の実情に応じて、ご判断願います。

注6）この優先供給のスキームに基づき、都道府県等から医療機関、高齢者施設等に消毒用エタノールを供給する場合、都道府県等による医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）の業許可の取得は不要です。また、卸売販売業者が医療機関、高齢者施設等に消毒用エタノールを供給する場合、卸売販売業における医薬品の販売等の相手方として差し支えありません。

注7）手指消毒用エタノールがなくても、石けんやハンドソープなどで手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます（別添2参照）。また、机やドアノブなど物の表面の消毒については、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒も有効ですので、医療機関、高齢者施設等からの需要への対応に当たっては、ご留意いただきますようお願いいたします。

注8)「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（令和2年4月8日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）において、特定アルコールの無償配布を受ける予定の医療機関等については、原則として本優先供給スキームの対象外といたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

また、本スキームについては、随時、見直しを行う可能性があることに、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

（医療機関への供給に関するお問い合わせ・別添様式提出先）

厚生労働省医薬品等物資班

Email [shoudokuyaku@mhlw.go.jp](mailto:shoudokuyaku@mhlw.go.jp)

（高齢者施設等への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL 03(5253)1111（内線3929、3971）

（障害者支援施設等への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係

TEL 03(5253)1111（内線3148）

（保護施設への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省保護課

TEL 03(5253)1111（内線2824）

（児童福祉施設等への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室（認可外保育施設担当）

TEL 03-5253-1111（内線4838）

厚生労働省子ども家庭局保育課（保育所等担当）

TEL 03-5253-1111（内線4854、4839）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（児童養護施設等）

TEL 03-5253-1111（内線4868）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童相談係（児童相談所一時保護所）

TEL 03-5253-1111（内線4866）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（放課後児童クラブ担当）

TEL 03-5253-1111（内線4966）

（幼稚園への供給に関するお問い合わせ）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL 03-5253-4111（内線2361）

（薬局への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

TEL 03-5253-1111（内線4219）